

[処分用]
事業系一般廃棄物処理委託契約書

年 月 日

排出事業者（甲）

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

処 分 者（乙）

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と処分者乙（以下「乙」という。）は、甲の事業場（別表1）から排出される事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

（法令等の遵守）

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令（以下「法令等」という。）を遵守するものとする。

（廃棄物の種類及び数量）

第2条 甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の種類、予定数量、契約金額及び廃棄物の運搬先は別表2のとおりとする。

（義務と責任）

第3条 甲が乙に処理を委託する廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿、排出数量、保管時における性状の変化、他の廃棄物との混合等による変化の状況及び当該廃棄物の取扱いの際の注意事項等の適正処理に必要な情報は、別添の書面（例えば、「廃棄物処理委託申込書」等）に記載したとおりとする。なお、変更があった場合は、甲は、直ちに当該変更内容を、乙に書面をもって通知するものとする。

2. 甲は、処理を委託する廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずる恐れのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。

3. 乙は、甲から委託された廃棄物が、乙の所有する事業所に荷下ろしされた後、処理が完了するまで廃棄物処理法の規定に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

4. 乙は、やむを得ない事由があるときは、業務を一時停止することができる。この場合、乙は

甲にその事由を説明し、甲における影響に配慮するものとする。

(処理料金・消費税・支払い)

第4条 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて本業務の処理料金を支払う。

2 甲の委託する本業務に関する処理料金は、第2条に定める契約金額に基づき算出する。

3 甲の委託する本業務に対する処理料金についての消費税は、甲が負担する。

4 処理料金の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

5 前4項の詳細を別に示す書面のある場合は別添する。

6 前5項によらず、具体的な支払方法について別紙覚書で支払い条件の定めのある場合にはそれによる。

(機密保持)

第5条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を、監督行政省庁若しくは法律により開示を求められて必要な範囲で開示する場合を除き、第三者に漏洩してはならない。ただし、相手方から文書による許諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第6条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、甲が委託した廃棄物が未だに処理されず残っている場合は、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

- (1) この契約書の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 差押え、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
- (3) 監督行政省庁から営業の取り消し、停止の処分を受けたとき。

(協議)

第7条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(契約の有効期間)

第8条 本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 日間とする。

追加条文、付則等

別表 1

	排出場所名称	排出場所住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

単位（例えば t、m³）は揃える

表 2

	廃棄物の種類	予定数量		契約単価		処分方法
			単位		単位	
1	例) もえるごみ	例) 20	t	例) 100	円/t	
2	例) 燃えないごみ	例) 10	m ³	例) 50	円/m ³	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計				2,500	円	

例) $(20 \text{ t} \times 100 \text{ 円/t}) + (10 \text{ m}^3 \times 50 \text{ 円/m}^3) = 2,500 \text{ 円}$